

行政手続オンライン申請システム構築業務

仕様書

大分県玖珠町

目 次

1	業務名	2
2	目的	2
3	業務内容	2
4	契約履行期間	2
	（1）契約期間	2
	（2）本システムの運用保守	2
5	履行場所	2
6	システム要件	2
	（1）機能要件	3
	（2）非機能要件	3
7	費用の考え方	3
	（1）基本料金	3
	（2）支払方法	3
8	業務体制等	3
9	研修	3
10	マニュアル要件	4
11	作業スケジュール	4
12	契約期間終了時のデータの引継ぎ	4
13	協議	4

1 業務名

行政手続オンライン申請システム構築業務（以下「本業務」という。）

2 目的

「玖珠町DX推進計画」において、行政手続のオンライン化を施策の一つとして掲げ、時間や場所を問わず利用できる利便性に加え、オンライン申請の普及・推進の課題解決を図るため、インターネット上で申請や手続きが可能なシステムを導入し、町民が手続きの方法や内容を正しく理解し円滑に利用できる環境を整備することで、デジタル社会における行政課題に対応するとともに、行政サービスの質の向上と行政事務の効率化を推進することを目的とする。

3 業務内容

（１）オンライン申請システム（以下、「本システム」という。）の初期構築作業

- ・ネットワークや端末設定等の利用環境の整備
- ・システムの初期セットアップ
- ・テストの実施及び担当町職員によるテスト実施への支援

（２）本システムの提供

（３）本システムの運用・保守

（４）オンライン可能な手続きの調査及び調査結果一覧の提示

（５）職員向け研修会の開催

なお、本仕様書に基づく調達の過程で明らかとなる作業及び受注者が提案時に必要とした作業は、原則、本業務の範囲とする。

4 契約履行期間

（１）契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

（２）本システムの運用保守

本稼働の開始月から令和10年3月31日までの保守料を含む（3か年度分）

5 履行場所

玖珠町役場

6 システム要件

本業務により構築するシステムは、本町が別途定める要件に準拠し、以下の要件を満たすよう実施すること。なお、その他詳細な仕様は、協議のうえ決定する。

(1) 機能要件

別紙「機能要件一覧表」に示す各項目（非機能要件を含む）について、事業者は「対応状況」欄に、「○：標準対応」「△：代替案で可、一部満たす」「×：対応不可」のいずれかを明記すること。

また、対応状況が「△」または「×」の場合は、「備考」欄に理由や改善案を記載すること。

評価は減点方式とし、初期点数から、○は減点なし（0点）、△は1点減点、×は2点減点とする。

(2) 非機能要件

上記（1）機能要件一覧表に含まれる非機能要件項目についても、（1）機能要件に記載しているものと同様の方法で回答すること。

7 費用の考え方

(1) 基本料金

- ・初期構築費用とシステム利用料を見積書に明記すること。
- ・初期構築費用にはテスト期間のシステム稼働費用を含めること。
- ・システム利用料は本稼働から令和10年3月までのシステム利用に要する費用とし、月額相当額を見積書に明記すること。
- ・システム利用料には令和10年3月31日までの運用保守費用を含めること。

(2) 支払方法

- ・契約履行後の納品、検収が完了した後、一括で支払うこととする。

8 業務体制等

- ・本業務に関する知識と理解、経験を有する業務従事者を確保する等、十分な業務体制を整備すること。
- ・当町が、業務の進捗状況や業務内容について支障があると認めた場合は、業務体制を含め、速やかに対応策を検討し実施すること。

9 研修

- (1) システム利用者である職員及びシステム管理者向けの研修を実施すること。研修の実施方法及び回数は適切な内容を提案すること。
- (2) 研修に参加できない職員も参照できるような研修動画の閲覧環境の提供など、知識を習得できる環境の整備等を行うこと。

1.0 マニュアル要件

- (1) システムの操作マニュアルを作成すること。
- (2) システムの一般的な操作方法など、一般職員であっても容易に理解できるわかりやすい記述で作成すること。

1.1 作業スケジュール

スケジュール（案）は以下のとおりとし、具体的なスケジュールについては、町との当該業務の契約締結時に協議の上決定すること。

	R7.9月	～	1月	2月	3月	～	R10.3月
導入準備							
テスト期間							
職員説明会							
本稼働・保守							

1.2 契約期間終了時のデータの引継ぎ

契約期間終了時には、蓄積された全てのデータを町に無償で引き継ぐこと。データ形式はCSV形式を基本とする。受注者は、引継ぎの完了を町が確認した後、すみやかに当該データの確実な消去を行い、町に報告すること。その際、事業者が発生する費用については、町に別途請求しないこと。

1.3 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項（仕様変更、機能追加等）については、当町と事前に協議を行うこと。